

令和3年第2回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

令和3年6月

目 次

議案第82号	広島中央環境衛生組合理約の変更に関する協議 について……………	1 (生活環境部廃棄物対策課)
議案第83号	財産の無償譲渡について……………	2 (地域振興部地域づくり推進課)
議案第84号	財産の減額貸付けの変更について……………	3 (健康福祉部医療保健課)
議案第85号	財産の無償貸付けについて……………	4 (地域振興部地域づくり推進課)
議案第86号	市道の路線の廃止について……………	5 (建設部建設管理課)
議案第87号	市道の路線の認定について……………	6 (建設部建設管理課)
議案第88号	請負契約の締結について……………	7 (教育委員会学校教育部教育総務課)
議案第89号	附属機関の設置に関する条例の一部改正につ いて……………	9 (総務部職員課)
議案第90号	東広島市税条例の一部改正について……………	10 (財務部市民税課)

議案第91号	東広島市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について……………	12
	(財務部市民税課・収納課)	
議案第92号	東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について……………	13
	(地域振興部地域づくり推進課)	
議案第93号	東広島市手数料条例の一部改正について……………	14
	(生活環境部市民課)	
議案第94号	東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	15
	(こども未来部保育課)	
議案第95号	東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について……………	16
	(教育委員会生涯学習部生涯学習課)	

議案第 8 2 号

広島中央環境衛生組合理約の変更に関する協議について

(生活環境部廃棄物対策課)

1 提案の理由

広島中央エコパークの供用開始に伴う広島中央環境衛生組合理約の変更に関し、関係地方公共団体と協議しようとするものである。

2 組合理約の変更の内容

組合の事務所の位置の表示を次のとおり変更する。

現 行	改 正
東広島市西条町上三永 1 0 7 6 6 番地 1	東広島市西条町上三永 1 0 7 5 9 番地 2

3 組合理約の変更年月日

令和 3 年 1 0 月 1 日

(根拠法令)

地方自治法

第 2 8 6 条

2 一部事務組合は、第 2 8 7 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

第 2 9 0 条 第 2 8 4 条第 2 項、第 2 8 6 条（一略）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 83 号

財産の無償譲渡について

(地域振興部地域づくり推進課)

1 提案の理由

大矢コミュニティホームの建物を大矢・大仙自治会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市河内町入野 7 6 4 1 番地 1	建物	木造平屋建て	1 0 2 . 0 6

3 相手方

東広島市河内町入野 7 0 2 1 番地 1

大矢・大仙自治会

会長 有 本 英 雄

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第84号

財産の減額貸付けの変更について

(健康福祉部医療保健課)

1 変更の理由

平成2年6月22日議決第66号により議決を経て、一般社団法人東広島地区医師会に減額して貸し付けている東広島保健医療センターの敷地について、貸付料の算定の基礎となる土地の評価額が上昇したことに伴い、当該貸付料の額を改定しようとするものである。

2 変更の内容

貸付料（年額）

現 行	改 正	引 上 額
112万6,700円	116万600円	3万3,900円

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 85 号

財産の無償貸付けについて

(地域振興部地域づくり推進課)

1 提案の理由

大矢コミュニティホームを無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市河内町入野字中ノ坪7641番1の一部	土地	宅地	255.51
東広島市河内町入野字中ノ坪7643番1	土地	宅地	148.35
計			403.86

3 貸付期間

令和3年8月1日から令和8年3月31日まで

4 相手方

東広島市河内町入野7021番地1

大矢・大仙自治会

会長 有本英雄

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 86 号

市道の路線の廃止について

(建設部建設管理課)

提案の要旨

次の市道の路線を廃止しようとするものである。

路 線 名	廃 止 の 理 由
下見 22 号線	市道の路線の見直しにより路線の終点の変更を行うため、この路線を廃止する必要がある。
上組 10 号線	

(根拠法令)

道路法

第 8 条

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第 10 条

- 3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第 87 号

市道の路線の認定について

(建設部建設管理課)

提案の要旨

一般交通の用に供するため、次の路線を市道として認定しようとするものである。

路線名	認定の理由
寺家北 6 1 号線	住宅団地内の道路を市道として認定し、一般交通の用に供する必要がある。
寺家北 6 2 号線	
寺家南 6 7 号線	
御菌宇東 8 3 号線	
御菌宇西 6 1 号線	
上組 2 4 号線	
中組 6 5 号線	
中組 6 6 号線	
宗吉北 7 号線	
下見 2 2 号線	市道の路線の廃止に伴い、終点を変更した路線を市道として認定し、一般交通の用に供する必要がある。
上組 1 0 号線	

(根拠法令)

道路法

第 8 条

- 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

議案第 88 号

請負契約の締結について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 提案の理由

令和 3 年度小学校施設整備事業ほか川上小学校グラウンド造成工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市八本松飯田五丁目

(2) 工事の内容

土木一式工事

ア グラウンド敷地造成工事

造成面積 9,700 平方メートル

イ 調整池造成工事

面積 3,000 平方メートル

容量 6,800 立方メートル

ウ グラウンド・コート整備工事

舗装面積 7,000 平方メートル

(3) 契約金額

4 億 7,751 万円

(4) 契約の相手方

シンクコンストラクション・中村基礎特定建設工事共同企業体

代表構成員 東広島市西条土与丸一丁目 5 番 55 号

シンクコンストラクション株式会社

代表取締役 正 路 隆 弘

構 成 員 東広島市福富町上竹仁字貞末 207 番地

株式会社中村基礎

代表取締役 鈴木 寿 則

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和5年2月28日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 89 号

附属機関の設置に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の要旨

文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱を広島県が策定したことに合わせて、東広島市文化財保存活用地域計画の策定に関する事項を東広島市歴史文化基本構想策定委員会の審議事項に追加しようとするものである。

2 施行期日

公布の日

(根拠法令)

地方自治法

第 138 条の 4

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。—略—

議案第 90 号

東広島市税条例の一部改正について

(財務部市民税課)

1 改正の理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税に係る扶養親族の範囲を変更するとともに、特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例を延長しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人の市民税の均等割の非課税及び税率の軽減並びに所得割の非課税に係る扶養親族から、年齢 30 歳以上 70 歳未満の非居住者であって次のいずれにも該当しないものを除外する。(第 24 条、第 32 条、附則第 5 条関係)

ア 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

イ 障害者

ウ その納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者

(2) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を令和 9 年度分の個人の市民税まで延長する。(附則第 6 条関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 扶養親族の範囲の変更に関する規定 令和 6 年 1 月 1 日

イ 特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例に関する規定 令和 4 年 1 月 1 日

(2) 経過措置

扶養親族の範囲の変更に関する規定は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第91号

東広島市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

(財務部市民税課・収納課)

1 改正の理由

固定資産評価審査に係る審査申出書及び口頭審理の口述書の押印又は署名を求める手続について、その押印又は署名を不要とするとともに、所要の規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 審査申出書への審査申出人による押印を不要とする。(第4条関係)
- (2) 口頭審理の口述書への提出者による署名及び押印を不要とする。(第8条関係)

3 施行期日

公布の日

(根拠法令)

地方税法

第436条 この法律に規定するもののほか、固定資産評価審査委員会の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。

議案第92号

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について

(地域振興部地域づくり推進課)

1 改正の要旨

大矢コミュニティホームを無償で譲渡することに伴い、当該地域集会所を廃止しようとするものである。

2 施行期日

令和3年8月1日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 9 3 号

東広島市手数料条例の一部改正について

(生活環境部市民課)

1 改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カード再交付手数料を廃止しようとするものである。

2 施行期日

令和 3 年 9 月 1 日

(根拠法令)

地方自治法

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第94号

東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について

(こども未来部保育課)

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、電磁的記録による記録等に係る基準を定めようとするものである。

2 改正の内容

家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。(第49条関係)

3 施行期日

令和3年7月1日

(根拠法令)

児童福祉法

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

議案第95号

東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

(教育委員会生涯学習部生涯学習課)

1 改正の要旨

東広島市市民文化センターの休館日を次のとおり変更しようとするものである。

現 行	改 正
(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）	12月28日から翌年の1月4日までの日
(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日（休日を除く。）	
(3) 月曜日（その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日）	

2 施行期日

令和4年4月1日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。